

横川流域水害対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項を参考に組織し、横川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、横川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、横川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価
- (3) その他、上記計画に関して必要な事項

(協議会の組織等)

第4条 協議会は、別表1に掲げる職にある者及び別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置くものとし、会長は山梨県県土整備部長が務める。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は、会長が行う。
- 5 協議会は、必要に応じ、別表1に掲げる職にある者及び別表2に掲げる者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

(検討会)

第5条 会長は、協議会の運営を円滑に進めるため、検討会を置くものとする。

- 2 検討会の詳細は別に定める「横川流域治水検討会設置要綱」による。
- 3 事務局は、検討会を開催した場合は、その結果（検討会資料、議事概要等）を会長に報告するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山梨県県土整備部治水課が行う。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

2 検討会は、原則非公開とする。

(会議資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和7年11月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

会 長	山梨県県土整備部長
委 員	南アルプス市長 下水道管理者 (南アルプス市長) 中央市長 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所長 山梨県 防災局長 山梨県 産業政策部長 山梨県 農政部長

別表 2 (第 4 条関係)

委 員	山梨大学大学院 総合研究部 工学域 土木環境工学系 准教授 大槻順朗
-----	---------------------------------------